

## バス事業のあり方検討会 第13回議事概要

日時： 平成24年3月23日（金） 10:00～12:00

場所： 合同庁舎第7号館 14階共用会議室2

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 「バス事業のあり方検討会」を開催して検討するに至った根本はバス事業全体が不健全だということ。単に移動するだけであれば、多くの人は自分でクルマを運転すればよいので、運ぶというだけのサービスでは非常に付加価値が低い状態になっているし、事業者が沢山いるためサービスに見合う対価が得られず、運転者の待遇も悪化しているという構図が問題であることを根本として記述すべき。
- なぜ高速バスと貸切バスの二つを特出しして議論したのかを明確にした上で、バス事業を健全なものにするために、特に問題となっている高速バスと貸切バスについて議論したこと、きちんとした付加価値の提供や事業への還元ができていないことが問題だということに言及すべき。
- バス産業全体の議論についてもっと切迫感をもった表現にするべき。
- 高速バスの利用者に対してポータルサイトにおいて伝えたいことを、わかりやすく示すべき。
- 管理の受委託によるコスト抑制は、運転者のコスト削減によるところが大きいことから、消費者が安定的なサービスを受けるためには労働環境の改善や安定的な雇用が求められるという内容を盛り込むべき。
- 事業者が創意工夫して事業を行うためには、ある程度自由にサービスを提供できる環境が必要。
- 事業者横断的な情報提供や販売体制のためには、「市場における自由な競争の維持という観点にも配慮しつつ」という表現を追記すべき。
- 高速バスの停留所確保については、ツアーバス事業者の自助努力が前提であって、それでも足りないという場合に協議会を立ち上げて調整するという形にすべき。
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度に関する周知は行政が主導して旅行業界等へ活用を働きかけるべき。
- 旅行業界と貸切バス業界が良好なパートナーシップを築くことにより、外部から見ても健全な取引が行われていると評価されることに繋がる。
- 監査等の事後チェックをしっかりとやることで一定の労働条件を確保することが、安全確保の最後の砦であるという内容を盛り込むべき。
- 実際の制度改正に当たっては「高速バス」の定義を明確に整理しておく必要がある。
- 市場化を加速させることで地方の乗合バス事業者の利益が減り、バス路線が失われることのないように留意すべき。
- 貸切バスの安全性の確保や利用者に対する安定的なサービス提供には投資や教育が必要となるが、これらは利潤があってはじめて可能となるものであることから、運賃・料金制度のさらなる検討をする上では、事業者の適正な利潤の確保が必要という視点も必要である。

- 貸切バス運賃・料金については、事業者による創意工夫と努力を喚起できるような規制や運賃・料金制度のあり方をワーキングチームで議論していかなければならない。
- 残された課題、今後の課題についても、「まとめ」の部分に記述すべき。
- やるべきことが多過ぎて2年間で全てできるのか不安であるが、計画したものが絵に描いた餅にならないようにしてほしい。
- 交通政策審議会における交通基本法の議論において、「国民目線」「消費者目線」が大きな柱の一つになっている。当報告書もこれを念頭に置いたものにする必要がある。

以 上